

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
株式会社 アドウェイズ
代表取締役社長 岡村 陽久

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々及びご関係者の皆様に、心よりお見舞いを申しあげますとともに、1日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、当社第20期定時株主総会を下記の通り開催いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、2020年6月22日（月曜日）午後7時（当社営業時間終了時）までに事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。また、昨年まで当日にお配りしておりましたお土産を取りやめさせていただきます。

事前の議決権行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使方法のご案内」を参照ください。

また、本株主総会はハイブリッド出席型バーチャル株主総会として実施いたしますので、当日、会議ツール『Zoom』を利用したオンラインで出席し、議決権を行使することもできます。4頁に記載の「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会のご案内」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午後1時（受付開始：午後0時）
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー34F アドウェイズ本社
※総会会場の建物は例年通りですが、階数が異なりますのでご注意ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件 |

以 上

その他株主総会招集に関する事項

(1) 当社は法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<https://www.adways.net/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・ 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
- ・ 計算書類「連結注記表」
「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、上記ウェブサイトに掲載の書類も含まれております。

(2) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(3) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席(扱いとさせていただきます)いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(4) 記載事項を修正する場合の周知方法

事業報告、計算書類、連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.adways.net/>) において周知させていただきます。

会社説明会のご案内

例年、定時株主総会終了後に開催しておりました「会社説明会」ですが、本年は会場を設けず、『Zoom』を利用した**オンライン開催のみ**とさせていただきます。

なお、定時株主総会終了後は、会場も閉鎖させていただきますので、予めご了承ください。参加を希望される方は、本書4頁に記載のウェブサイトより期日までにお申し込みください。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主の皆様のご安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下の通りとさせていただきます。何卒、ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を開催いたします。
- 会場までの案内人配置及びお土産配布は、取りやめさせていただきます。
- 会場は例年よりも縮小した規模での開催となります。つきましては、ご来場の状況により、株主様の安全面を考慮してご入場をお断りする場合がございます。
- お席の間隔を広くとる為、十分な席数が確保できない場合がございます。
- ご来場の株主様におかれましては、体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮ください。
- 開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます可能性がございます。事前に招集通知にお目通しください。
- ご入場前に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出ください。
- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。
- 当日の運営等に関する情報につきましては、順次、当社ウェブサイトに掲載させていただきます予定ですので、上記当社ウェブサイトもご参照ください。

議決権行使方法のご案内

次のいずれかの方法により議決権を行使いただくことができますので、お早めに行ってくださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、2020年6月22日(月曜日)午後7時(当社営業時間終了時)までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を2020年6月22日(月曜日)午後7時(当社営業時間終了時)までにご入力ください。

また、スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「QRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権が行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度「QRコード®」を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。詳細につきましては、同封の『「スマート行使」の使い方』をご参照ください。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net> ウェブ行使

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回数、(又はパソコン・スマートフォンで重複して)議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

1. 議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120(652)031(受付時間 9:00~21:00)
2. その他の場合
 - ①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - ②証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】0120(782)031(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会のご案内

株主の皆様の安全を第一に考え、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（以下「バーチャル株主総会」といいます。）を開催し、株主の皆様には、『Zoom』より株主総会にご出席いただけます。以下の通りご案内申しあげますが、詳細につきましては当社ウェブサイトをご参照ください。

1. バーチャル株主総会とは

バーチャル株主総会とは、通常のリアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所にいない株主様が、インターネットを用いて、株主総会に「出席」（以下「バーチャル出席」といいます。）をすることができる株主総会のことをいいます。インターネット中継を視聴しながら、議決権の行使や質問をすることができます。

2. バーチャル出席に関する手続き

バーチャル出席される株主様は、**2020年6月15日(月曜日)午後7時まで**に、下記のウェブサイトよりお申し込みください。バーチャル出席に必要な情報や詳細につきましては、お申し込みいただいた株主様に追ってご案内いたします。また、当日の円滑な株主総会運営のため、お申し込みいただいた株主様向けに事前の接続テストを実施する予定でございます。

ウェブサイト <https://ir.adways.net/entry>



3. 議決権の行使とのお取扱い

前頁でご案内しております通り、従来通り事前に書面又はインターネットで議決権行使をしていただくことも可能です。ただし、事前に議決権行使いただいた上で、開催当日バーチャル出席して議決権行使いただいた時点で、事前の議決権行使の効力は破棄するものといたします。優先順位は、以下の通りといたします。

- ①当日バーチャル出席中のインターネットによる議決権行使
- ②前頁に記載の方法による事前(当日よりも前)のインターネットによる議決権行使
- ③議決権行使書用紙の郵送による行使

なお、株主様が事前に議決権を行使されている場合に、バーチャル出席して再度議決権を行使されたときは、事前の議決権行使の効力は破棄いたしますが、バーチャル出席中に議決権を行使されなかったときは、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持する取り扱いといたします。

また、事前に議決権を行使されず、バーチャル出席中において議決権を行使されなかった場合は、棄権の取り扱いといたします。

4. バーチャル出席いただくための注意事項

- ①バーチャル出席につきましては、代理人による出席は、お受けいたしません。
- ②バーチャル株主総会はインターネット(パソコン・スマートフォン)を利用してバーチャル出席する必要があります。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)からのバーチャル出席はできません。
- ③バーチャル出席いただくにあたり、出席場所及び通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要があります。株主様の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合やバーチャル出席された株主様が議決権等を行使できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ④当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行います。通信障害等により株主様がバーチャル出席できない場合やバーチャル出席された株主様が議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ⑤バーチャル株主総会に参加いただくには、別途最新のZoomアプリが必須となります。Zoomは、当社ではなくZoom Video Communications, Inc. が提供するサービスです。Zoomをご利用いただくにあたっては、別途当社が定めるZoomサービス規約が適用されます。バーチャル出席にあたりZoomの不具合等により株主様がバーチャル出席できない場合やバーチャル出席された株主様が議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ⑥バーチャル出席される株主様の動議については、取り上げることが困難なため、お受けいたしません。当日、リアル株主総会会場の出席者から動議提案がなされた場合など、招集通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席者は賛否の表明ができません。その場合、バーチャル出席者は、棄権又は欠席として取り扱うこととなりますのであらかじめご了承ください。
- ⑦バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合もございます。
- ⑧当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただきます。
- ⑨バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

お問い合わせ先について

IR担当

【電話】03-5331-6308 (受付時間 10:00~19:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び株主の皆様への継続的な利益還元、並びに今後の企業価値向上を目的とする事業展開のための内部留保等を勘案した結果、当社の配当方針に従い、以下の通りといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金2円50銭といたします。

なお、この場合の配当総額は103,971,590円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日といたします。

※当社の第20期の配当方針

当社の第20期の配当方針は、第1期を除く当社事業年度を基準とした配当性向（当期は第20期であるため、親会社株主に帰属する当期純利益の19%）より算出される1株当たりの金額と、1株当たり配当金2円50銭を比較し、高い方を目処としております。

本方針に従いまして第20期の配当は、親会社株主に帰属する当期純利益164百万円に配当性向19%を乗じた配当金総額より、1株当たり2円50銭の配当金総額の方が高いため、1株当たり2円50銭といたしております。

§ ご参考 §

当社の第19期から第21期の3ヶ年の配当方針は、下記の通り当社事業年度（第1期を除く）を基準とした配当性向もしくは1株当たり配当金2円40銭を基準に每期10銭を増配した1株当たり配当金のどちらか高い方を目途とし、毎期の定時株主総会決議によりご承認いただきます。

注)ただし、大きな業績変動や大規模なM&A等の経営環境等の変化によって、配当方針を変更する可能性があることにご留意ください。

【3ヶ年(第19期～第21期)の配当方針】

決算期	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)
配当方針	配当性向18% もしくは 1株当たり2円40銭の 高い方	配当性向19% もしくは 1株当たり2円50銭の 高い方	配当性向20% もしくは 1株当たり2円60銭の 高い方

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役西岡明彦氏、野田順義氏、山田翔氏、伊藤浩孝氏及び平田和子氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	にし おか あき ひこ 西 岡 明 彦 (1977年8月25日生) ※再任	2003年 4月 当社入社 2006年 4月 当社ファイナンス&アドミニストレー ショングループ グループマネージャー 2008年 4月 当社ビジネスデベロップメントグルー プモバイル担当グループマネージャー 2008年 8月 トイビィー・エンタテインメント株式会 社(株式会社アドウェイズ・エンタテイン メントに商号変更後、株式会社エムアッ プAEに商号変更し、2013年5月1日付けで 株式会社エムアップに吸収合併)取締役 2008年10月 当社モバイル担当執行役員 2009年 4月 株式会社アドウェイズ・ブラネット(現 株式会社おくりバント) 代表取締役 2010年 6月 当社取締役 モバイルグループ担当 2011年 2月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ 代表取締役(現任) 2011年 3月 当社取締役 ビジネスデベロップメント グループ担当 2011年 6月 ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSC. 取締役 2012年10月 当社取締役 国内事業担当 2015年 2月 ADWAYS PHILIPPINES INC. 取締役(現任) 2018年 1月 Brasta株式会社 取締役(現任) ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSC. 代表取締役(現任) 2019年 5月 774株式会社 代表取締役 2019年 6月 当社取締役 インフルエンサー事業担当 (現任) 2020年 4月 774株式会社 取締役(現任)	21,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	のだのぶよし 野田順義 (1978年5月10日生) ※再任	2009年 3月 当社入社 2011年 6月 当社スマートフォン担当執行役員 株式会社アドウェイズ・プラネット(現 株式会社おくりバント) 取締役 2011年10月 当社ビジネスデベロップメントグルー プ担当執行役員 2012年 1月 当社広告事業兼海外事業グループ北米 担当執行役員 2012年 4月 ADWAYS INTERACTIVE, INC. 代表取締役 2012年 9月 株式会社muamua games(現 株式会社パ シオリユース) 取締役 2012年10月 当社グローバル事業担当執行役員 ADWAYS KOREA, INC. 代表取締役 2013年 5月 JS ADWAYS MEDIA INC. 取締役(現任) 2013年 6月 当社取締役 海外事業担当 2013年 8月 ADWAYS INTERACTIVE, INC. 取締役 2013年 9月 ADWAYS KOREA, INC. 取締役(現任) 2014年 1月 愛徳威広告(上海)有限公司 董事(現任) 2015年 4月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ取 締役(現任) 2015年 7月 当社取締役 グローバル事業担当(現任) 2015年 8月 ADWAYS ASIA HOLDINGS LTD. 取締役 (現任) ADWAYS HONGKONG LTD. 代表取締役 2015年12月 ADWAYS HONGKONG LTD. 取締役(現任) 2016年 3月 ADWAYS INNOVATIONS SINGAPORE PTE. LTD. 取締役(現任) 2016年 8月 株式会社サムライ・アドウェイズ 取締 役(現任) 2017年 6月 ADWAYS INNOVATIONS INDIA PVT. LTD. (現 GN APP MARKETING INDIA PVT. LTD.) 取締役 2017年 8月 ENRICH MEDIA INC.(現 ENRICHMEDIA TECHNOLOGIES INC.) 取締役(現任) 2018年 4月 愛徳威軟件開発(上海)有限公司 董事 (現任) 2018年 5月 ADWAYS INTERACTIVE, INC. 代表取締 役(現任) 2018年 6月 Bulbit株式会社(現 UNICORN株式会社) 取締役(現任)	2,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	やま だ しょう 山 田 翔 (1985年3月15日生) ※再任	<p>2007年 4月 当社入社</p> <p>2013年 6月 ライヴエイド株式会社 取締役</p> <p>2013年 7月 Bulbit株式会社(現 UNICORN株式会社) 代表取締役(現任)</p> <p>2014年 4月 当社新規領域担当執行役員</p> <p>2014年 4月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ 取締役(現任)</p> <p>2014年 5月 株式会社アドウェイズ・ラボット (現 774株式会社) 取締役</p> <p>2015年 7月 株式会社フィッティアー(現 株式会社アドウェイズ・フロンティア) 代表取締役</p> <p>2016年 1月 当社新規領域担当上席執行役員</p> <p>2016年 6月 当社取締役 新規領域担当(現任)</p> <p>2016年 8月 Mist Technologies株式会社 取締役</p> <p>2018年10月 Mist Technologies株式会社 代表取締役 (現任)</p>	—
4	い とう ひろ たか 伊 藤 浩 孝 (1968年12月10日生) ※再任	<p>1994年 4月 中外製薬株式会社 探索研究所 研究員</p> <p>1996年 4月 Chugai Biopharmaceutical, Inc. 研究員</p> <p>1998年 4月 中外製薬株式会社 探索及び創薬研究所 研究員</p> <p>2002年 1月 東京大学先端科学技術研究センター 研究員</p> <p>2005年 4月 株式会社未来創薬研究所 研究員</p> <p>2006年10月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社(現 GEヘルスケア・ジャパン株式会社) 分子イメージング・マーケティングリーダー</p> <p>2008年 3月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 マーケティング企画部 部長</p> <p>2012年10月 GEヘルスケア・アジアパシフィック 戦略マーケティング・ディレクター</p> <p>2014年10月 京都大学 医工連携大学院 特別講師 (現任)</p> <p>2016年 1月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 本 社営業本部長</p> <p>2017年 4月 グロービス経営大学院 客員准教授</p> <p>2017年10月 テカンジャパン株式会社 代表取締役 社長(現任)</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2020年 4月 グロービス経営大学院 准教授(現任)</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	ひらたかずこ 平田和子 (1952年3月6日生) ※再任	1994年 7月 クラリアントジャパン株式会社 人事部マネージャー 1999年 1月 日本ジーイープラス株式会社 (現 SABICジャパン合同会社) 人事部 2003年 5月 ジーイーフリートサービス株式会社 (現 SMFLキャピタル株式会社) 人事 総務部長 2006年 5月 GEリアル・エステート株式会社 (現 SMFLキャピタル株式会社) 人事マネー ジングディレクター(アジア・太平洋担当) 2012年 7月 株式会社タフタッチ 代表取締役(現任) 2018年 6月 当社社外取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西岡明彦氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
2003年入社以来、モバイル、スマートフォン広告など当社の主力事業を牽引してきた経験を活かし、2010年からは取締役としてモバイルグループの、2011年からは国内事業全般の、2019年からはインフルエンサー事業の拡大に貢献しております。今後も引き続き活躍が期待されることから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 野田順義氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
2009年入社後、当社の主力事業であるモバイル、スマートフォン広告部門の拡大に貢献した後、海外事業の立ち上げに尽力し、2013年からは取締役として海外事業を牽引しております。今後も引き続き活躍が期待されることから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 山田翔氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
2007年入社後、スマートフォン向け広告サービス「AppDriver」など様々なプロジェクト及び新規事業を成功させ、2013年7月からは当社子会社Bulbit株式会社(現 UNICORN株式会社)の代表取締役として、全世界対応のスマートフォン向け効果測定システム「PartyTrack」、全自動マーケティングプラットフォーム「UNICORN」を企画する等、新規ビジネスの開拓に貢献しております。今後も引き続き新たなプロダクトを開発し、当社の新規領域への貢献が期待されることから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 伊藤浩孝氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りです。
グローバルな環境における経営戦略策定と実行経験及び新規事業並びにジョイントベンチャー立ち上げなどの豊富な事業経験により、当社の経営の監督とチェック機能を適切に遂行することができるという観点から、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
6. 平田和子氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りです。
グローバルな環境における組織づくり、人材の育成、利活用及び人事制度確立等の豊富な経験により、当社の経営の監督とチェック機能を適切に遂行することができるという観点から、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、伊藤浩孝氏及び平田和子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が両氏に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうちもっとも高い額の2倍の額としております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間の当該責任限定契約を継続いたします。
8. 伊藤浩孝氏及び平田和子氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
9. 当社は、伊藤浩孝氏及び平田和子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
10. 当社は取締役会の下に、任意の指名・報酬委員会を設置し、同委員会にて、本議案に対する審議を行い、その審議結果を同委員会の総意である旨を決議した後、取締役会に対し答申を行っております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者である山本均氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
やまもと 山本均 (1950年7月25日生)	1973年 4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入社 名古屋支店、ロンドン支店、国際企画部等勤務を経て	—
	1992年 4月 同社シンガポール支店 副支店長	
	1993年11月 同社マレーシア・ラブアン支店 支店長	
	1995年12月 同社企業金融部 部長	
	1999年 7月 株式会社JSP 入社	
	2008年 6月 同社取締役執行役員 経営管理本部 副本部長	
	2009年 6月 同社取締役執行役員 経理財務本部 本部長	
	2012年 6月 同社取締役常務執行役員 経理財務本部 本部長	
	2014年 7月 同社理事 海外事業本部 本部長	
2015年 6月 同社常勤監査役		

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 山本均氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
 3. 山本均氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は以下の通りです。
 山本均氏は、経理及び財務の役員としての豊富な経験・見識があり、当社の監査機能の強化に活かしていただけると判断したため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
 4. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が各監査役に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。補欠の社外監査役候補者である山本均氏との間におきましても、監査役就任時に当該責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 山本均氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であり、同氏は「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていると判断しております。

第4号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものいたします。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に割り当てるものいたします。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数

15,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は1,500,000株を上限とし、下記(2)①により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、付与株式数は100株とする。

なお、本株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日から3年間までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。
- iii 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

- i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (2)①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. (2)⑧iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- v 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (2)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (2)③に定める行使期間の末日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (2)⑤に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - viii その他新株予約権の行使の条件
上記3. (2)④に準じて決定する。
 - ix 新株予約権の取得事由及び条件
上記3. (2)⑦に準じて決定する。
 - x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- ⑨ 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- ⑪ その他、新株予約権の内容及び細目の決定は、取締役会に委任する。
- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)におけるわが国の経済は、前半は緩やかな回復基調であったものの、相次ぐ自然災害、消費税増税による消費行動の一部減退の他、米中貿易摩擦等の不安定な国際情勢の継続による成長率の鈍化に加え、2020年3月期終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により世界経済の先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの属するインターネット広告業界におきましては、テレビ・新聞・雑誌等のリアルな広告からインターネット広告等の電子広告へシフトするデジタルトランスフォーメーションが更に進み、運用型広告費が1兆3,267億円(前年比15.2%増)となるなど、前年に続き、SNSやポータルサイト運営等、インターネットを介して第三者にサービスの場を提供するプラットフォームを中心に高成長で推移しております。その結果2019年のインターネット広告費は6年連続2桁成長となる2兆1,048億円(前年比19.7%増)となり、テレビメディア広告を超えるという、広告業界における転換期となりました。(参考:株式会社電通「2019年日本の広告費」)

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)における当社グループは、主力のインターネット広告事業におけるスマートフォン領域において、当第2四半期累計期間までは、ゲームアプリケーションの予算縮小や新規タイトルリリース数が減少したこと等を要因に売上高及び各利益が減少いたしました。2019年11月22日に株式会社博報堂DYメディアパートナーズと資本業務提携を行ったことにより、今まで取引が無かった分野からの新規クライアントの獲得が拡大する等、新たな局面を迎えました。また、全自動マーケティングプラットフォーム「UNICORN」は当社グループ以外の代理店の活用を拡大したことにより認知度が高まったことで、大幅に売上高が伸びました。PC向け広告において、EC関連企業の広告に対し、法令遵守に伴う広告出稿を厳格化したことや、海外事業において、NINT TECHNOLOGY HK LIMITED.(旧 ADWAYS TECHNOLOGY LTD.)によるMBOが行われ

たこと等が当社グループの業績に影響を与えました。

以上の結果、当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)は前連結会計年度に対して売上高は減収、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、当社グループ全体で2020年2月よりリモートワークを開始し、現時点では在宅勤務を9割以上の役職員が実施しておりますが、当連結会計年度における業績への影響はありませんでした。

[連結業績]

(単位:千円、端数切捨て)

	第 1 9 期	第 2 0 期	増 減 率 (%)
売 上 高	41,857,486	37,304,590	△10.9
営 業 利 益	722,568	197,114	△72.7
経 常 利 益	903,588	406,857	△55.0
親会社株主に帰属する当期純利益	738,756	164,720	△77.7

[セグメント別の売上高の概況]

(単位:千円、端数切捨て)

セ グ メ ン ト	第 1 9 期	第 2 0 期	増 減 率 (%)
広 告 事 業	36,977,629	33,047,467	△10.6
メ デ ィ ア コ ン テ ン ツ 事 業	582,451	623,023	7.0
海 外 事 業	4,084,146	3,202,087	△21.6
そ の 他	213,259	432,012	102.6
合 計	41,857,486	37,304,590	△10.9

(注)当連結会計年度(第20期)より前期まで「アプリ・メディア事業」というセグメント名称で表記していた事業を、「メディアコンテンツ事業」という名称に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度(第19期)のセグメント情報においても、変更後の名称で記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、155,973千円であり、その主なものは、什器備品の購入68,543千円並びに広告事業に係るシステムの開発86,247千円であります。

③ 資金調達の様況

当期の資金調達につきましては、2019年11月22日開催の当社取締役会決議により株式会社博報堂D Yメディアパートナーズに対する自己株式2,837,800株の第三者割当による処分を行い、総額962,014千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

2019年4月1日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付でADWAYS INNOVATIONS INDIA PVT. LTD. (現 GN APP MARKETING INDIA PVT. LTD.) の当社が保有する全株式19,350,000株(発行済株式総数の99.23%)を譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の様況

区 分	第 17 期 (2017年3月期)	第 18 期 (2018年3月期)	第 19 期 (2019年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	42,329,478	41,501,338	41,857,486	37,304,590
経 常 利 益 (千円)	248,208	575,959	903,588	406,857
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△450,825	9,977	738,756	164,720
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△11円11銭	0円26銭	19円06銭	4円16銭
総 資 産 (千円)	18,304,525	17,901,807	17,820,343	18,986,441
純 資 産 (千円)	11,051,530	11,022,904	11,523,335	12,448,454
1株当たり純資産額 (円)	281円92銭	281円05銭	293円40銭	294円90銭

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
愛徳威軟件開発(上海)有限公司	1,000千USD	100	スマートフォンアプリの企画・運営・総合コンサルティング業務
愛徳威広告(上海)有限公司	1,000千USD	100	インターネット及びスマートフォン向け広告事業
JS ADWAYS MEDIA INC.	1,880千TWD	66※	スマートフォン向け広告事業
ADWAYS KOREA INC.	1,900,000千KRW	100	スマートフォン向け広告事業

(注)1. 連結対象の子会社は上記の重要な子会社に記載の4社を含む24社であります。

2. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

3. ※印の議決権比率は、間接所有によるものです。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるインターネット広告市場は市場全体が引き続き拡大する一方、スマートフォンビジネスのサービスの多様化や新しいテクノロジーの発生が見られております。また、全世界においては、インターネット及びスマートフォンの普及が今後さらに拡大していくと予想されます。

このような環境の下、当社グループは、広告事業においては、スマートフォン向け広告サービスの取引拡大を目指すとともに、当社グループの主力クライアントであるゲーム開発会社のみならず、それ以外の業種のクライアントの獲得等による事業の拡大を図っております。海外事業においては、アジア地域を中心にスマートフォン向けサービスを充実させ、海外におけるクライアントのニーズに応えていくことで当社グループの広告ネットワークの拡大を図ってまいります。

今後の収益拡大のためには、広告事業のさらなるサービス領域の拡大と既存商品の深耕、新規サービスによるサービスの総合力の底上げと品質の向上、海外における事業の拡大が重要な課題と認識しております。また、現在のビジネス規模の拡大を進めていくためには、当然の課題として、経営体制をより強固にしていくことも重要な課題と認識しております。

① 広告事業の拡大

従来の携帯電話端末向け広告の市場は縮小傾向にあるため、スマートフォン向け広告とPC向け広告の事業規模の拡大が必要不可欠であると認識しております。当社グループは、クライアントと提携メディアのニーズを的確に把握し、両者をつなぐアフィリエイトサービスプロバイダー(ASP)としての地位を確固たるものへと築きつつ、他社との戦略的提携により広告ネットワークの拡充を行う等、事業規模の拡大を図ってまいります。そのためには、優秀な人材の確保や利便性が高いソフトウェアの開発等による差別化及び意思決定の迅速化を行うとともに、海外における事業の拡大を図ってまいります。

② 経営体制のさらなる強化

スマートフォンの普及は、ユーザーの携帯電話からのインターネットの利用形態に大きな変化をもたらしており、そのプラットフォーム上で事業を行う企業は、従来のPC・携帯電話の垣根がない市場への対応を迫られております。また国際間でのプラットフォームの共有化は、海外企業の日本市場への参入を容易にしております。

当社グループは、今まで培ってきたPC・携帯電話双方の経験とスキルを生かし、比較的短期間でスマートフォンのビジネスを拡大できたと認識しております。また、国内の市場だけでなく成長著しいアジア市場や北米市場にいち早く進出し、各国で事業の足場を築きました。

今後は、世界に通用するようなサービスを提供し、有力な競合企業との差別化を行い、各拠点で安定した事業展開を進めていく段階だと認識しております。そのためには各国のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定と統制のとれた体制の構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

当社の主たる事業は、「広告事業」と、「メディアコンテンツ事業」及び「海外事業」の3つの事業単位を基礎としており、各事業が提供するサービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「広告事業」は、スマートフォンアプリ向け広告サービス「AppDriver」及び「UNICORN」、モバイル向けアフィリエイト広告サービス「Smart-C」、PC向けアフィリエイト広告サービス「JANet」を中心に、日本でのインターネット上で事業展開を行う企業に対して、インターネット広告を総合的に提供しております。

「メディアコンテンツ事業」は、主に土業向けのポータルサイト等の運営等を行っております。

「海外事業」は、中国・香港・台湾・韓国・米国・シンガポール等において、現地企業と各国における外国企業を対象として、インターネットマーケティングの総合支援サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場(2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
当 社	東 京 都 新 宿 区

② 主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
愛 徳 威 軟 件 開 発 (上 海) 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
愛 徳 威 広 告 (上 海) 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
J S A D W A Y S M E D I A I N C .	中 華 民 国 (台 湾) 台 北 市
A D W A Y S K O R E A , I N C .	大 韓 民 国 ソ ウ ル 市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
広告事業	294(15)名	11名増
メディアコンテンツ事業	23(1)名	2名増
海外事業	185(75)名	7名増
本社部門(共通)	233(15)名	10名減
その他	25(4)名	2名増
合計	760(110)名	12名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者は除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
3. 本社部門(共通)として、記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及びシステム部門に所属しているものであります。
4. 2019年4月の新卒社員の入社等により、「広告事業」の使用人数が11名増加しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
506(32)名	4名減	32歳9ヶ月	4年3ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 使用人数は、当社から他社への出向者は除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 153,150,000株
- ② 発行済株式の総数 41,588,500株
- ③ 株主数 21,282名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
岡村 陽久	8,149,300株	19.60%
伊藤忠商事株式会社	4,000,600株	9.62%
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	2,837,800株	6.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	730,200株	1.76%
上田八木短資株式会社	459,200株	1.11%
松井証券株式会社	457,000株	1.09%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	425,100株	1.02%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072482276	395,200株	0.95%
小林 京子	327,800株	0.79%
長谷川 聡	326,000株	0.78%

(注) 自己株式は保有していません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第7回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権	
発行決議日	2013年1月31日	2018年11月15日	2018年11月15日	
新株予約権の数	78個	622個	1,668個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 39,000株 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 62,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 166,800株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 98,000円 (1株当たり196円)	新株予約権1個当たり 55,600円 (1株当たり556円)	新株予約権1個当たり 55,600円 (1株当たり556円)	
権利行使期間	2015年 2月19日から 2023年 1月31日まで	2020年12月 4日から 2028年11月14日まで	2020年12月 4日から 2023年12月 3日まで	
行使の条件	(注)1	(注)1	(注)1	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 78個 目的となる株式数 39,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 517個 目的となる株式数 51,700株 保有者数 3人	新株予約権の数 190個 目的となる株式数 19,000株 保有者数 1人(注2)
	社外取締役	—	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2人	—
	監査役	—	新株予約権の数 85個 目的となる株式数 8,500株 保有者数 3人	—

(注)1. a. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

b. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。

c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

d. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、1個未満の行使はできないものとする。

e. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(注)2. 取締役1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡村陽久	
取締役	西岡明彦	インフルエンサー事業担当
取締役	野田順義	グローバル事業担当 愛徳威広告(上海)有限公司 董事 JS ADWAYS MEDIA INC. 取締役 ADWAYS KOREA INC. 取締役
取締役	山田翔	新規領域担当
取締役	鹿野晋吾	経営戦略担当 ADWAYS KOREA INC. 取締役
取締役	伊藤浩孝	京都大学 医工連携大学院 特別講師 テカンジャパン株式会社 代表取締役社長
取締役	平田和子	株式会社タフタッチ 代表取締役
常勤監査役	横山寛美	Cydsa株式会社 顧問
監査役	彦坂浩一	中島・彦坂・久保内法律事務所 株式会社大氣社 社外取締役 弁護士
監査役	鶴川正樹	鶴川公認会計士事務所 所長 監査法人ナカチ 社員 株式会社キャピタル・アセット・プランニング 監査役 武蔵野大学経営学部 会計ガバナンス学科 教授 公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役伊藤浩孝氏及び平田和子氏は、社外取締役であります。
当社は、取締役伊藤浩孝氏及び平田和子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
なお、伊藤浩孝氏及び平田和子氏は、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りの兼職をしておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。
2. 監査役横山寛美氏及び監査役鶴川正樹氏は、社外監査役であります。
当社は、監査役横山寛美氏及び監査役鶴川正樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
なお、監査役横山寛美氏及び監査役鶴川正樹氏は、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りの兼職をしておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。
3. 監査役横山寛美氏は、株式会社新生銀行(旧株式会社日本長期信用銀行)及びブラックロック・ジャパン株式会社(旧パークレイズ信託銀行株式会社)において金融業務及び融資先信用分析に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役鶴川正樹氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が社外取締役又は監査役に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種別の総額		
			基本報酬	賞与	ストック・オプション
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	118,350千円 (12,324千円)	108,218千円 (12,000千円)	—	10,131千円 (324千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	20,877千円 (16,128千円)	19,500千円 (15,075千円)	—	1,377千円 (1,053千円)
合計 (うち社外役員)	10名 (4名)	139,227千円 (28,452千円)	127,718千円 (27,075千円)	—	11,508千円 (1,377千円)

(注)1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第19期定時株主総会において年額480,000千円以内(うち社外取締役分60,000千円以内)(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。また、別枠で2009年6月27日開催の第9期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額450,000千円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第19期定時株主総会において年額120,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で2009年6月27日開催の第9期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額50,000千円以内と決議いただいております。

3. 上記のストック・オプションは、当期に費用計上した額であります。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (全19回開催)			監査役会 (全14回開催)		
	就任期間中の 開催回数	出席回数	出席率	就任期間中の 開催回数	出席回数	出席率
取締役 伊藤浩孝	19回	19回	100%	—	—	—
取締役 平田和子	19回	19回	100%	—	—	—
監査役 横山寛美	19回	19回	100%	14回	14回	100%
監査役 鶴川正樹	19回	19回	100%	14回	14回	100%

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が7回ありました。

- ・取締役会等における発言状況

取締役会において、伊藤浩孝氏はグローバルな環境における経営戦略策定と実行経験及び新規事業並びにジョイントベンチャー立ち上げ等の豊富な事業経験から、平田和子氏はグローバルな環境における組織づくり、人材の育成、利活用及び人事制度確立等の豊富な経験から取締役会の意思決定の適正を確保するための意見・助言を適宜行っております。また、常勤監査役横山寛美氏はエコノミストとしての見識から経営の健全性を踏まえた意見等の発言を行っており、監査役鶴川正樹氏は官公庁並びに金融機関での実務経験及び公認会計士としての見識から財務の健全性のチェック等を適宜行っております。

監査役会においては、監査役会で定めた役割に則して、常勤監査役横山寛美氏は経営全般にわたり、監査役鶴川正樹氏は財務・経理面を中心にそれぞれ、取締役の職務執行に係る事項等について幅広く発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,100千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較を行い、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査計画の内容、監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,348,030	流 動 負 債	6,390,696
現金及び預金	9,727,173	買掛金	5,137,725
受取手形及び売掛金	5,812,299	未払金	657,680
商 品	14,605	未払法人税等	84,921
貯 蔵 品	1,177	預り金	104,236
前 渡 金	43,884	未払費用	17,438
前 払 費 用	153,947	前受金	270,147
そ の 他	628,395	資産除去債務	9,407
貸倒引当金	△33,454	そ の 他	109,138
固 定 資 産	2,638,411	固 定 負 債	147,290
有 形 固 定 資 産	235,321	資産除去債務	123,715
建 物	340,375	繰延税金負債	23,531
工具、器具及び備品	428,137	そ の 他	44
減価償却累計額	△533,191	負 債 合 計	6,537,986
無 形 固 定 資 産	296,890	純 資 産 の 部	
の れ ん	15,395	株 主 資 本	11,783,081
商 標 権	9,175	資 本 金	1,605,955
ソフトウェア	186,071	資 本 剰 余 金	6,835,593
ソフトウェア仮勘定	86,247	利 益 剰 余 金	3,341,533
投資その他の資産	2,106,199	その他の包括利益累計額	481,550
投資有価証券	1,600,064	その他有価証券評価差額金	260,628
関係会社出資金	88,419	為替換算調整勘定	220,921
長期貸付金	11,209	新 株 予 約 権	40,820
そ の 他	566,950	非 支 配 株 主 持 分	143,001
貸倒引当金	△160,445	純 資 産 合 計	12,448,454
資 産 合 計	18,986,441	負 債 純 資 産 合 計	18,986,441

連結損益計算書

(2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		37,304,590
売上原価		30,800,123
売上総利益		6,504,467
販売費及び一般管理費		6,307,353
営業利益		197,114
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,688	
貸倒引当金戻入	6,159	
補助金収入	14,526	
為替差益	11,894	
持分法による投資利益	129,459	
投資事業組合運用益	19,761	
その他の	33,716	231,205
営業外費用		
外国消費税等	7,741	
外国源泉税	7,895	
その他の	5,825	21,462
経常利益		406,857
特別利益		
投資有価証券売却益	198,474	
関係会社株式売却益	12,464	210,938
特別損失		
固定資産除却損	7,629	
関係会社株式売却損	3,407	
投資有価証券評価損	135,985	
在外連結子会社 リストラクチャリング費用	28,600	175,622
税金等調整前当期純利益		442,173
法人税、住民税及び事業税	119,947	
法人税等調整額	144,426	264,374
当期純利益		177,799
非支配株主に帰属する		13,079
当期純利益		164,720

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	1,605,955	7,280,242	3,349,819	△1,406,575	10,829,442
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△133,302		△133,302
親会社株主に帰属する当期純利益			164,720		164,720
自己株式の処分		△444,560		1,406,575	962,014
連結範囲の変動			△39,704		△39,704
非支配株主との取引に係る 親会社持分の変動		△88			△88
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△444,649	△8,286	1,406,575	953,639
当 期 末 残 高	1,605,955	6,835,593	3,341,533	—	11,783,081

	そ の 他 の 包 括 額			新株予約権	非 支 配 主 分 持	純資産合計
	そ の 利 益	他 有 価 値 為 替 換 算 定	計 他 の 包 括 額			
当 期 首 残 高	265,516	274,453	539,970	14,098	139,823	11,523,335
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△133,302
親会社株主に帰属する当期純利益						164,720
自己株式の処分						962,014
連結範囲の変動						△39,704
非支配株主との取引に係る 親会社持分の変動						△88
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△4,888	△53,532	△58,420	26,722	3,178	△28,519
連結会計年度中の変動額合計	△4,888	△53,532	△58,420	26,722	3,178	925,119
当 期 末 残 高	260,628	220,921	481,550	40,820	143,001	12,448,454

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,439,202	流 動 負 債	5,355,584
現金及び預金	7,873,973	買掛金	4,615,368
売掛金	4,918,517	未払金	398,353
貯蔵品	1,009	未払法人税等	50,938
前渡金	10,370	未払消費税等	58,869
前払費用	129,287	前受金	135,609
未収収益	477	預り金	90,529
その他	511,512	未払費用	2,750
貸倒引当金	△5,946	その他	3,165
固 定 資 産	3,883,095	固 定 負 債	134,695
有 形 固 定 資 産	179,610	資産除去債務	112,565
建物	97,100	繰延税金負債	22,130
工具、器具及び備品	82,510	負 債 合 計	5,490,280
無 形 固 定 資 産	272,224	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	185,976	株 主 資 本	11,530,568
ソフトウェア仮勘定	86,247	資本金	1,605,955
投資その他の資産	3,431,260	資本剰余金	6,956,001
投資有価証券	1,495,921	資本準備金	595,955
関係会社株式	777,076	その他資本剰余金	6,360,045
関係会社出資金	764,576	利 益 剰 余 金	2,968,611
長期貸付金	31,209	その他利益剰余金	2,968,611
その他	419,958	繰越利益剰余金	2,968,611
貸倒引当金	△57,482	評 価 ・ 換 算 差 額 等	260,628
資 産 合 計	17,322,298	その他有価証券評価差額金	260,628
		新 株 予 約 権	40,820
		純 資 産 合 計	11,832,017
		負 債 純 資 産 合 計	17,322,298

損 益 計 算 書

(2019年4月 1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,847,483
売 上 原 価		28,127,478
売 上 総 利 益		4,720,005
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,371,993
営 業 利 益		348,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	192,684	
為 替 差 益	9,790	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	19,761	
そ の 他	28,465	250,702
営 業 外 費 用		
そ の 他	296	296
経 常 利 益		598,418
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	198,474	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	9,400	207,874
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	310	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	106,550	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	135,985	242,845
税 引 前 当 期 純 利 益		563,447
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	73,343	
法 人 税 等 調 整 額	143,538	216,882
当 期 純 利 益		346,565

株主資本等変動計算書

(2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	1,605,955	595,955	6,804,606	7,400,562	2,755,348	2,755,348	△1,406,575	10,355,291	
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当					△133,302	△133,302		△133,302	
当 期 純 利 益					346,565	346,565		346,565	
自 己 株 式 の 処 分			△444,560	△444,560			1,406,575	962,014	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△444,560	△444,560	213,262	213,262	1,406,575	1,175,276	
当 期 末 残 高	1,605,955	595,955	6,360,045	6,956,001	2,968,611	2,968,611	—	11,530,568	

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	265,516	265,516	14,098	10,634,906
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△133,302
当 期 純 利 益				346,565
自 己 株 式 の 処 分				962,014
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△4,888	△4,888	26,722	21,834
事業年度中の変動額合計	△4,888	△4,888	26,722	1,197,111
当 期 末 残 高	260,628	260,628	40,820	11,832,017

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社アドウェイズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 ㊟
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 八 鍬 賢 也 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドウェイズの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社アドウェイズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 八 鍬 賢 也 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドウェイズの2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、毎月定例監査役会及び必要に応じ臨時監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査の計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社アドウェイズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 横山 寛 美 ㊟

監 査 役 彦 坂 浩 一 ㊟

監 査 役(社外監査役) 鵜 川 正 樹 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

【日時】 2020年6月23日(火)午後1時 (受付開始:午後0時)

【会場】 住友不動産新宿グランドタワー34F アドウェイズ本社
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

※総会会場の建物は例年通りですが、階数が異なります。30F直通のシャトルエレベーターご利用後、右折して39F行きのエレベーターでお越しく下さい。

『エレベーターA/B』はご利用されないようご注意ください。

【TEL】 03-5331-6307

【交通】 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅(1番出口)」徒歩3分



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を
読み取ってください。



【ご注意】

※「ベルサール新宿セントラルパーク」「ベルサール西新宿」ではございませんのでご注意ください。
※総会用に駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。



昨年まで当日にお配りしておりましたお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。